

第28号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

緑地の新設及び公園使用料の改正を行うため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 芦屋市都市公園の名称及び位置の表海洋緑地の項の次に

「		海洋緑道		”		海洋町4番14		4番15		南浜町1番277		」
---	--	------	--	---	--	---------	--	------	--	----------	--	---

を加える。

別表第4 5都市公園を占用する場合の表を次のように改める。

5 都市公園を占用する場合

占用物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき 624円
工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	1月 1平方メートルにつき 624円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1月 1平方メートルにつき 624円
電柱、支柱、支線柱及び支線	1年 1本につき 4,320円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 2,880円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき 2,232円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 1,488円
標柱及び標識類	1月 1本につき 300円
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき 3,600円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき 3,600円
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの 108円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 144円

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 216円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 288円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 432円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 576円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1,008円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1, 440円 外径が1メートル以上のもの 2,880円
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき 3,600円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

緑地の新設及び公園使用料の改正を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 緑地の新設（別表第1関係）

次の緑地を設ける。

名称	位置
海洋緑道	芦屋市海洋町4番14 4番15 南浜町1番277

(2) 公園使用料の改正（別表第4関係）

都市公園を占用する場合の使用料を次のとおり改正する。

占用物件	区別	単位	使用料	
			改正案	現行
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	月額	1平方メートル	624円	535円
工所用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工所用施設	月額	1平方メートル	624円	535円
土石、竹木、瓦その他の工所用材料	月額	1平方メートル	624円	535円
電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	4,320円	3,624円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	2,880円	2,424円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	年額	1本	2,232円	1,824円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	1,488円	1,224円
標柱及び標識類	月額	1本	300円	297円
公衆電話所	年額	1平方メートル	3,600円	2,472円
郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1平方メートル	3,600円	2,472円
ガ ス 管 そ の	年額	外径が0.07メートル未満のもの	108円	156円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	144円	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	216円	192円

他にこれに類するもの	1.5メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			288円	252円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			432円	504円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			576円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,008円	1,236円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,440円	
マンホールその他これに類するもの		年額	1平方メートル	2,880円	2,472円
				3,600円	2,472円

3 施行期日

平成24年4月1日